

佐世保市の融資制度のご案内

令和 7 年度
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

市の融資制度とは

- 本市の融資制度は、中小企業の振興及び発展を図ることを目的として、事業資金を必要とされる中小企業者の方々や新たに創業等を考えておられる方々を対象に、それぞれの資金内容等に応じて裏面のとおりの 8 制度を設けております。

本制度は、本市が金融機関に一定の資金を預け、信用保証協会の保証承諾を得て（一部に保証協会の保証を必要としない資金もあります。）、金融機関から資金を融資するもので、市・金融機関・保証協会の三者の相互協力により運営されています。

融資の申込資格

- 融資の申込みについては、次のような資格・条件が必要です。

- 1 中小企業者及び小規模企業者は、次の表のとおりです。

個人、法人は問いません。

(資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当していること。)

	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造・建設・運輸業等	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
ゴム製造業	〃	900 人以下	
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	
ソフトウェア業、情報サービス業	3 億円以下	300 人以下	
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下	20 人以下
宿泊業・娯楽業	5,000 万円以下	100 人以下	

- 2 市内で原則として 1 年以上同一事業を営んでいること。(創業資金、事業承継資金を除く。エコ資金は同一事業でなくても可)
- 3 市内に事業所を有すること。

- 4 融資対象業種については、保証協会の保証対象業種に該当すること。
- 5 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可を受けていること、又は許認可を受けることが確実なこと。
- 6 市税（創業資金にあつては、市町村税）を完納していること。
- 7 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- 8 その他、融資の申込要件に該当すること。

■ 制度別取扱金融機関（市内本支店）

創業資金以外のご利用にあたっては、下記の取扱金融機関の窓口へ融資の申込みを行なってください。

	十八親和銀行	長崎銀行	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	福岡銀行	西日本シティ銀行	九州ひぜん信金	西海みずき信組	商工中金	備考
短期資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
緊急経営対策資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	※1
経営革新サポート資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
小口事業資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
エコ資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
創業資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	※2
事業承継資金	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
組合振興資金	●	●			●				●	

※1 緊急経営対策資金の申込みに、佐世保市長の認定書（市役所 10 階商工労働課で発行）が必要です。

※2 創業資金の申込みは、佐世保商工会議所、佐世保市北部商工会及び宇久町商工会で行なっております。特定創業支援事業を受けた創業者の方は、直接取扱金融機関へ申込が出来ます。

<お問合せ先>

佐世保市経済部商工労働課（佐世保市八幡町 1 番 10 号 佐世保市役所 10 階）

【TEL】0956-24-1111 【Mail】syouko@city.sasebo.lg.jp

令和7年度 佐世保市中小企業融資制度

(令和7年4月1日以降)

制度名		貸 付 条 件 等								
		資金内容	使 途	融資限度額	融資期間	据置期間	貸付利率	保証人	担保	保証料
短 期 資 金		事業運営のために必要とする短期の運転資金	運転	1,500万円	1年		1.0%	金融機関の取扱いの例による		
緊急経営 対策資金	不況対策資金等	不況(売上減)などの影響を受けている方が経営安定を図るために必要とする運転および設備資金	運転 設備	3,000万円	10年		1.35%	原則として法人代表を除いて不要	必要に応じ 徴求	別表1の とおり
	災害等対策資金	災害等の影響を受けている方の経営安定を図るために必要な資金	運転 設備	3,000万円	10年	2年以内	1.25%			
	連鎖倒産防止資金	連鎖倒産防止のために必要とする資金	運転	2,000万円	10年	2年以内	1.45%			
経営革新サポート資金	設備投資特例 (※¹)	(※¹)設備投資特例:①市町村の認定を受けた先端設備等導入計画を策定しており、かつ、②資金使途に設備資金を含むこと	運転 設備	3,000万円	10年	1年以内	1.45%			
							1.2%			
	DX特例(※²)	(※²)DX特例 IT化を含めたデジタルトランスフォーメーションの構築に要する資金					0.8%			
小 口 事 業 資 金		小規模事業者(従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下)が事業運営のために必要とする運転および設備資金	運転 設備	2,000万円	運転 7年 設備 10年	1年以内	1.2%			別表2の とおり
エ コ 資 金		低公害車、新エネ・省エネ設備、雨水・廃棄物のリサイクル設備、ISO14000導入のために必要とする資金	設備	1,000万円	10年	1年以内	1.25%			
創 業 資 金	市内の創業者(※)が必要とする運転および設備資金		運転 設備	2,000万円	運転 7年 設備 10年	1年以内	0.8%	不要 (ただし、一般保証利用分は必要に応じ徴求)	不要	市が0.4%補給する。但し、 ①一般保証枠利用分については、別表1が適用。 ②スタートアップ創出促進保証制度に準じる場合の補給額は、年0.4%とする。 ③事業者選択型経営非提供制度要綱による上乗せ部分の保証料については対象外
	特定創業支援を受けた方	※スタートアップ創出促進保証については、法人のみ					0.6%			
	スタートアップ創出促進保証					1年以内 ※プロパー協議時は3年	0.8% ※特定創業支援を受けた方は、0.6%			
事 業 承 継 資 金		事業承継のために必要とする資金	運転 設備	4,000万円	10年	1年以内	1.45%	原則として法人代表を除いて不要	必要に応じ 徴求	別表3の とおり
協 同 組 合 等 振 興 資 金		市内の事業協同組合等が、企業の合理化・設備の近代化・高度化等のために必要とする運転および設備資金	運転 設備	一 般 1.5億円 集団化 10億円 再開発 4億円	10年	1年以内	1.45%	金融機関の取扱いの例による		

《保証料率 別表1》

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証協会保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
佐世保市負担	0.76%	0.70%	0.62%	0.54%	0.40%	0.25%	0.05%	－	－
事業者負担	1.14%	1.05%	0.93%	0.81%	0.75%	0.75%	0.75%	0.60%	0.45%

《保証料率 別表2 エコ資金》

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証協会保証料率	1.75%	1.60%	1.40%	1.20%	1.00%	0.85%	0.65%	0.45%	0.30%
佐世保市負担	0.70%	0.64%	0.56%	0.45%	0.25%	0.10%	－	－	－
事業者負担	1.05%	0.96%	0.84%	0.75%	0.75%	0.75%	0.65%	0.45%	0.30%

《保証料率 別表3 事業承継資金》

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証協会保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%
佐世保市負担	－	－	0.49%	0.33%	0.17%	0.05%	－	－	－
事業者負担	1.52%	1.40%	0.75%	0.75%	0.75%	0.75%	0.64%	0.48%	0.36%

※事業者選択型経営者保証非提供制度要綱による上乗せ部分の保証料については対象外

《セーフティネット保証の保証料率》

	1～4、6号	5、7、8号	危機関連
保証協会保証料率	0.80%	0.75%	0.80%
佐世保市負担	0.32%	0.27%	0.32%
事業者負担	0.48%	0.48%	0.48%

・別表にかかわらず、セーフティネット保証に該当する方は、こちらの保証料率が適用されます。